

令和 8 年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条第1項の規定、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）及び「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（令和8年3月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。）に基づき、令和8年度の実施計画を下記のとおり定める。

記

1 計画期間

この計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 事後評価

(1) 実績評価方式による評価等

基本計画第6の3(1)アで定める政策の体系は別紙1のとおりとし、基本目標1業績目標1、基本目標4業績目標1、基本目標5業績目標3、基本目標7業績目標1、基本目標8業績目標2及び基本目標9業績目標1について令和7年度を評価期間とする評価書を作成する。

なお、別紙1の業績目標のうち評価書を作成しないものについては、モニタリング（「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に定める実績の測定をいう。以下同じ。）を実施することとするが、モニタリングの結果等により評価を実施する必要があると認められる場合には、この限りでない。

(2) 事業評価方式による評価

令和8年度においては、別紙2の規制について、令和7年度までを評価期間とする評価書を作成する。

3 事前評価

新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、随時必要に応じて実施する。

別紙 1

政策の体系

基本目標 1 現下の治安上の課題への対応

業績目標 1 匿名・流動型犯罪グループに対する取組の推進

基本目標 2 犯罪被害者等の支援の充実

業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

基本目標 3 警察活動の基盤の強化

業績目標 1 先端技術・デジタル技術等の活用による警察活動の高度化・合理化

業績目標 2 警察情報通信基盤の強化

基本目標 4 市民生活の安全と平穏の確保

業績目標 1 総合的な犯罪防止に向けた取組の推進

業績目標 2 現場執行力の強化

業績目標 3 子供の性被害防止対策の推進

業績目標 4 外国人等との共生社会の実現へ向けた取組の推進

基本目標 5 犯罪捜査の的確な推進

業績目標 1 重要犯罪等の検挙向上

業績目標 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化

業績目標 3 科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進

基本目標 6 組織犯罪対策の推進

業績目標 1 犯罪組織の存立基盤の弱体化

業績目標 2 国際組織犯罪対策の推進

基本目標 7 安全かつ快適な交通の確保

業績目標 1 歩行者・自転車利用者等の安全確保

業績目標 2 運転者対策の推進

業績目標 3 道路交通環境の整備

基本目標 8 国の公安の維持

業績目標 1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処

業績目標 2 警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施

業績目標 3 災害への的確な対処

業績目標 4 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

基本目標 9 デジタル社会の安全・安心の確保

業績目標 1 サイバー事案対策の推進

業績目標 2 サイバー空間の脅威への対処に係る基盤の強化

※ 下線は令和 8 年度に評価を実施する施策

別紙 2

令和 8 年度事業評価方式による評価項目

- 道路交通法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 42 号）により新設又は緩和された規制
 - ・ 受験資格に関する規定の見直し
 - ・ 75 歳以上の運転免許保有者に対する運転技能検査の新設
 - ・ 都道府県公安委員会による医師の診断書の提出命令の新設
 - ・ 基準該当若年運転者の受講義務に関する規定の新設

- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 69 号）により新設された規制
 - ・ クロスボウに係る所持禁止・所持許可制の新設

- 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 16 号）により拡充又は緩和された規制
 - ・ 旅客自動車教習所の制度の廃止
 - ・ 試験の一部免除に関する規定の整備
 - ・ 試験の一部免除に関する規定の見直し
 - ・ 臨時適性検査を行うことができる場合の拡大